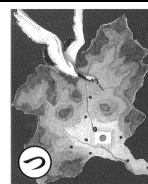




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年10月20日（火） 第10440号

■ 目 次

ページ

規 則

○ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（生活こども課）

2

■ 規 則

ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月二十日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第六十六号

ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成二十二年群馬県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

一 月曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日（以下「休日」という。）。ただし、日曜日を除く。

三 月曜日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日

四 十二月二十九日から翌年一月三日まで

第六条第一項中「午後九時」を「午後五時」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この規則中第五条第一項の改正規定は令和九年四月一日から、第六条第一項の改正規定は令和八年十一月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
